

神戸大学医学部保健学科・保健学研究科 臨地実習における  
インシデント・アクシデント発生時の対応手順（学生用）

**1. 用語の定義\***

1) インシデント=ヒヤリ・ハット事例

インシデント（medical incident）は、医療現場において、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見できた事例、又は誤った医療行為などが実施されたが結果として患者に影響を及ぼすに至らなかつた事例をいう。

2) アクシデント=医療上の事故等

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、以下の場合を含む。なお、医療従事者の過誤、過失の有無を問わない。

① 死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合。

② 患者が廊下において自分で歩いていて転倒し、負傷した事例のように、医療行為とは直接関係しない場合。

③ 患者についてだけでなく、注射針の誤刺のように、医療従事者側に被害が生じた場合。

\* 参照 1.医療従事者のための医療安全対策マニュアル 平成19年日本医師会

2.大学病院に関する報告書・ガイドライン・マニュアル等

[https://www.umin.ac.jp/nuh\\_report/](https://www.umin.ac.jp/nuh_report/)

**2. 主なインシデント・アクシデントの種類について**

1) 患者の身体に関するインシデント・アクシデント

：転倒、転落、誤薬、身体損傷等、感染

2) 学生の身体に関するインシデント・アクシデント

：切傷、注射針刺入、感染

3) 物品の破損・紛失に関するインシデント・アクシデント

：医療物品や備品の破損・紛失、患者の私物の破損、患者の医療情報・プライバシーを含む個人情報に関する記録物（学生の実習記録物を含む）の紛失等

4) その他の事故：通学（実習施設への移動）および帰宅途中の事故など

**3. インシデント・アクシデント発生時の応急処置について**

1) 患者に対してインシデント・アクシデントを起こした場合

① 当該学生は直ちに実習指導教員および臨地実習指導者に報告する。

② 実習指導教員、臨地実習指導者、および施設部署実習責任者の指示に従い、応急処置等の対処を行う。

2) 学生が受傷した場合

① 受傷学生は、応急処置を行うと同時に、実習指導教員および臨地実習指導者に報告する。必要に応じて医療機関（実習施設）に受診する。

② 実習施設（訪問先を含む）への移動時のアクシデントの場合には、受傷学生は実習指導教員に連絡し、状況に応じて警察に連絡する。必要に応じて医療機関を受診する。

③ 受傷学生ならびに実習指導教員は、学生の父母等に連絡する。

### 3) 物品の破損・紛失の場合

- ① 当該学生は、速やかに実習指導教員および臨地実習指導者に報告する。
- ② 破損現場が危険な状況にある場合には、指示に従い破損物品を片づける。  
(可能ならば、破損した物品の写真を撮る。対物賠償の場合に必要)

## 4. インシデント・アクシデント発生時の報告・連絡等の手続きについて

- 1) 対応手順にもとづいて報告・連絡を行う。

(資料「保健学科臨地実習施設におけるインシデント・アクシデント発生時の対応手順」参照)

- 2) 学生は、発生事例に応じて必要な報告書を実習指導教員の指導のもと作成し、提出する。

「臨地実習インシデント報告書（学生・教員記載用）」

「臨地実習アクシデント報告書（学生・教員記載用）」

「臨地実習における物品破損報告書」

※学生がアクシデントにより受傷し、受診した場合は、必要に応じて診断書を添えて報告書とともに実習指導教員に提出する。

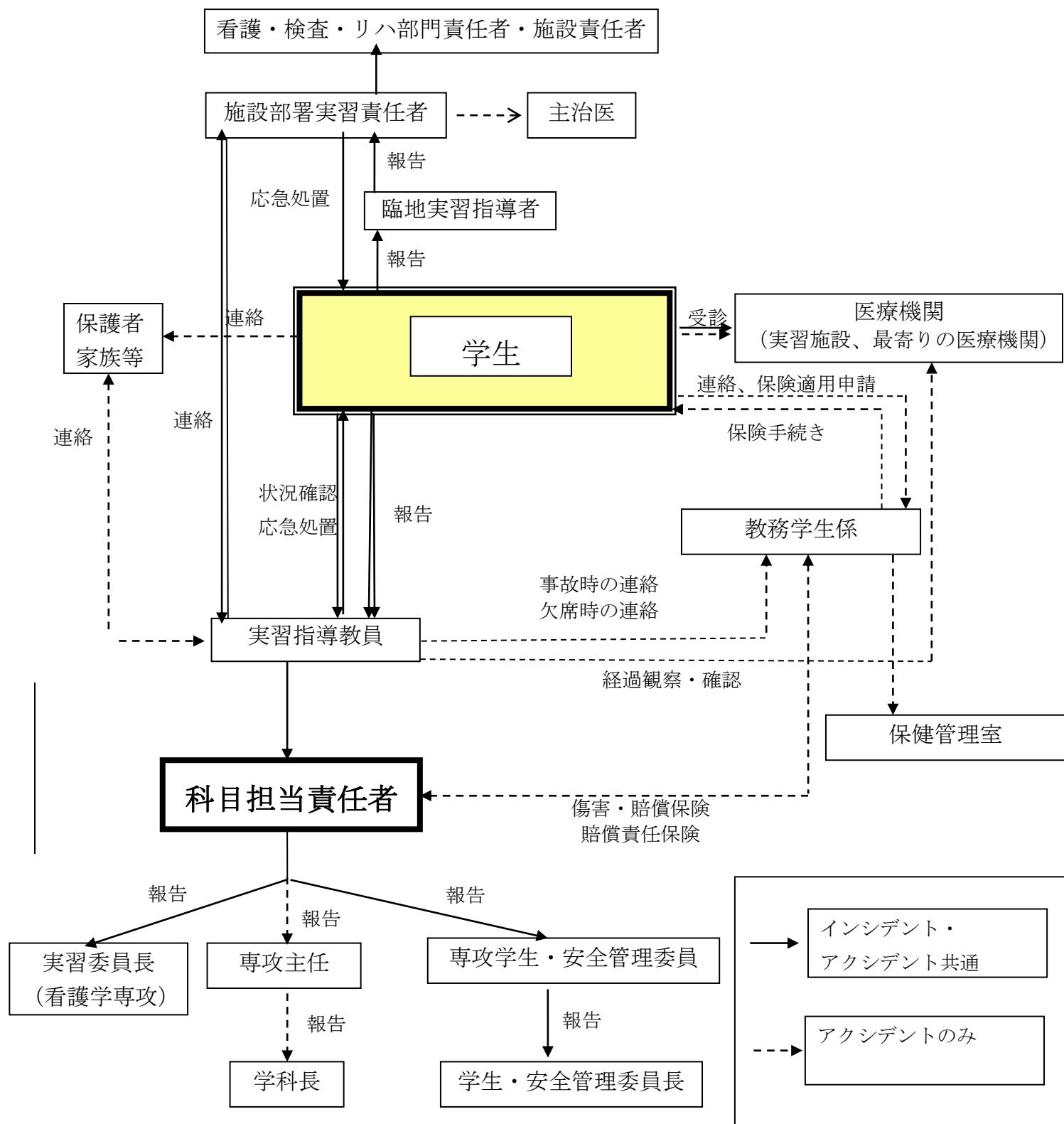
## 5. 費用負担の対応について

- 1) 学生が受診した場合の費用は、原因に関わらず学生の保険による適応または自己負担となる。
  - ① 学生の傷害・賠償保険（任意加入：学生総合共済保険・学生賠償責任保険；感染症事故を含む）および賠償責任保険（全員加入：学生教育研究災害傷害保険；東京海上日動火災）への対応は、学生自身が教務学生係に連絡し、保険適応申請を行う。
  - ② 物品を破損した場合の費用について、保険適応対象外の物品は原則、学生負担となる。

## 6. 実習前の感染症スクリーニングと予防について（学生便覧参照）

- 1) 感染症スクリーニング検査や予防接種等については安全衛生委員会の取り決めに従う。実習における注意事項は、以下のとおりである。
  - ① 学生は、学生便覧に基づき、保健学科あるいは実習施設が指定する、検査や予防接種等を受けなければ実習に出ることはできない。一部費用は学生負担となる。
  - ② 学生は、感染性疾患の有無に関わらず、実習中は特に、感染予防対策を講じる。感染性疾患に罹患した場合は、速やかに実習指導教員へ報告して指示を仰ぐとともに、保健学科教務学生係に報告する。
  - ③ 実習指導教員は、実習中の感染予防に努めるために、実習前に学生の感染性疾患の既往歴と予防接種歴を確認し、感染予防のための情報を把握する。

**保健学科 臨地実習施設における  
インシデント・アクシデント（患者・学生自身）発生時の対応手順**



- 【備考】 1. インシデント事例の集積と検討は、専攻実習関係教員および学生・安全管理委員会で行う。  
 2. アクシデントについては、学生・安全管理委員会委員長は必要時に委員会を招集する。

※大学院生の臨地実習におけるインシデント・アクシデント発生時、ならびに物品破損・紛失、通学および帰宅途中におけるアクシデント発生時の対応手順についても上記に準ずる。